

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長(建築・土木)
設備部長、安全長・安全主任
S・BLC関西社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】安全帯の不良品排除と使用徹底について(再指示)

安全環境本部安全部長より“再指示”がありましたので連絡します。

他支店において、安全帯を使用していたにも関わらず、安全帯の不正改造等が原因でランヤードが破断し、鳶工が約22m墜落するという労働災害が発生しました。この墜落高さで命が助かったことは、奇跡としか言いようがありません。

同種の労働災害再発防止のため、安全帯に関する点検(不良品・不正改造品の排除)と安全帯試行設備による教育で、墜落の危険がある場所での安全帯100%使用の徹底が再指示されました。作業所等において、下記の要領を基に安全帯の点検と教育を実施するよう、宜しくお願いします。

【実施要領】

I、安全帯の点検

- 1、今回の点検期日は、8月30日(金)までとする(なるべく早期に実施)。
※ 定期点検は半年を超えないよう、今後も継続する事。
- 2、取引業者の点検責任者は、取引業者(一次～数次)の安全衛生責任者等とすること。
- 3、当社関係者の点検責任者は、統責者が管理責任者を指名して実施する事。
- 4、対象者(対象の安全帯)は、当該作業所に点検期日に入場中の者とする。
その他の者は、事業主(雇用主)責任として点検を実施するよう指導する事。
- 5、点検表は、関西支店版の「安全帯点検チェックリスト(定期)」を使用し、個別に点検を行う事。 ※不具合のある安全帯は破棄・交換とする事。
- 6、一次取引業者は、二次以降の取引業者にも点検表を基に、関西支店版の「安全帯管理台帳」を作成させて、今回は統責者の確認を受ける事。
(今回分の取引業者安全帯管理台帳は作業所にコピーを保管する事)

II、安全帯100%使用の教育

関西支店では、「安全帯試行ゲート」の作業所設置を必須としている。

1週間に1度以上、安全帯試行ゲートを使って教育を継続する事。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 19-21
令和元年 8 月 8 日

安全環境本部
安 全 部 長 

安全帯の不良品排除と使用徹底について（再指示）

過日、当社作業所で、安全帯を使用していた鳶工が渡り通路の崩壊により一旦宙づり状態になった後、ランヤードが破断し約 22m 墜落するという休業災害が発生しました。フルハーネス型安全帯であったため足から落下したと推測され、奇跡的に命はとりとめましたが、安全帯は命を守る最後の砦であり、墜落時に機能しないことがあってはなりません。

また、今回の事案では、フックとランヤードが品質保証されていないカラビナで接続されていたという不正改造も判明しました。

今年 4 月、事務連絡 19-07 により安全帯の不良品排除と使用徹底について指示したにも関わらず、再び同様の災害が発生したことは誠に残念でなりません。

つきましては、同種の墜落災害を二度と発生させないように、下記事項について作業所関係者に再徹底するよう強く指示します。

記

1. 全ての安全帯を点検し、不良品・不正改造品を排除させること。
(別添の点検表・管理台帳、『墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン<抜粋>』を参照)
2. 安全帯試行設備によるデモンストレーション教育等により、
『高所作業での安全帯 100% 使用』を徹底させること。

以 上

安全帯点検チェックリスト（定期）				定期:半年を超えない時期
使用者名		点検日		判 定 の 凡 例 異常なし・該当なし：✓ 異常あり・修理必要：△ 廃 棄：×
管理責任者 ・安 責 者		点検者名		

()はハーネス型安全帯の廃棄基準を示す

各部の外観		点検項目と廃棄基準	判 定
ベルト	両 耳	摩耗・擦り切れ	3mm (2mm)以上の摩耗・擦り切れのあるもの
		切 り 傷	3mm (2mm)以上の切り傷のあるもの
		焼 損 ・ 溶 解	3mm (2mm)以上が焼損又は溶融しているもの
	幅の中	摩耗・擦り切れ	3mm (2mm)以上の摩耗・擦り切れのあるもの
		切 り 傷	3mm (2mm)以上の切り傷のあるもの
		焼 損 ・ 溶 解	3mm (2mm)以上が焼損又は溶融しているもの
	全 体	薬 品 ・ 塗 料	3mm (2mm)以上付着しているもの
		切 り 傷	3mm (2mm)以上の切り傷のあるもの
		焼 損 ・ 溶 解	3mm (2mm)以上が焼損又は溶融しているもの
ロープ	縫製部	先端金具の変形	バックルに通らなくなったもの
		縫 糸	1ヶ所以上切断しているもの
		切 り 傷	1リード内に7ヤーン以上の切り傷のあるもの
	変 形	摩 耗	摩耗して棒状になったもの
		キ ン ク	キンクしているもの
		薬 品 ・ 塗 料	汚れ・変色・硬化しているもの
		焼 損 ・ 溶 解	1リード内に7ヤーン以上が焼損・溶融しているもの
		シ ン プ ル	脱落しているもの
		さ つ ま 編	ストランドの乱れや端末部の余長が引き込まれているもの
ストラップ (巻取り式)	変 形	変 形	型崩れや著しい縮みのあるもの 使用開始から2年が経過しているもの
		摩耗・擦り切れ	芯が露出し、1mm以上の摩耗・擦り切れのあるもの
		切 り 傷	芯が露出し、1mm以上の切り傷のあるもの
		焼 損 ・ 溶 解	芯が露出し、1mm以上の焼損や溶融しているもの
		薬 品 ・ 塗 料	汚れ・変色・硬化しているもの
バックル	縫 糸	縫 糸	摩耗・擦り切れ・切断しているもの
		変 形	締まり具合が悪いもの
		磨 滅 ・ 傷	リベットのカシメ部にガタや変形があるもの
		サ ビ	深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの
		ば ね	リベットのカシメ部が1/2以上磨滅しているもの
環 類 (D環・角環・8字環)	磨 滅 ・ 傷	磨 滅 ・ 傷	ベルトのかみあい部が磨滅しているもの (正しく装着し、腹部に力を入れてベルトがゆるむもの)
		サ ビ	全体にサビが発生しているもの
		ば ね	折損・脱落しているもの
		変 形	目視で確認できる変形のあるもの
フック	磨 滅 ・ 傷	磨 滅 ・ 傷	深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの
		サ ビ	リベットのカシメ部が1/2以上磨滅しているもの
		ば ね	全体にサビが発生しているもの
		変 形	折損・脱落しているもの
伸縮調節器	磨 滅 ・ 傷	変 形	ロープの伸縮調節器の作動が困難なもの
		磨 滅 ・ 傷	リベットのカシメ部にガタツキがあるもの
		サ ビ	深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの
		ば ね	リベットのカシメ部が1/2以上磨滅しているもの
巻取り器	磨 滅 ・ 傷	変 形	全体にサビが発生しているもの
		取 付 け ネ ジ	折損・脱落しているもの
		破 損 ・ 傷	ストラップの巻き込みや引き出しができないもの
ショック アブソーバー	破 損 ・ 傷	破 損 ・ 傷	巻取り器の取付けネジが脱落しているもの
		薬 品 ・ 塗 料	ベルト通し環が破損しているもの
		カバ ー の 破 損	汚れ・変色・硬化しているもの
		擦 り 切 れ	ショックアブソーバーが露出しているもの(テープ等は巻き付けけないこと)
縫製部	縫 糸	縫 糸	両端の環部のベルトが著しく擦り切れているもの
		作 動	1ヶ所以上切断しているもの
作 動	作 動	作 動	大きな衝撃荷重を受けて作動したもの

安全帯管理台帳

P-1

※定期点検は半年を超えない時期とする事。

清水建設(株)確認印	
統責者	管理責任者・担当者等

会社名	
定期点検日	
管理責任者名・安責者	

NO.	安全帯使用者名	安全帯の種類	判 定	備 考
		F:フルハーネス型 D:胴ベルト型	異常なし:レ 交換・廃棄:×	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

基 発 0622 第 2 号
平成 30 年 6 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示

（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号）（以下「改正政省令等」という。）が平成 30 年 6 月 19 日にそれぞれ公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日から施行又は適用することとされたところである。また、今後、改正政省令等の内容を踏まえ、安全帯の規格（平成 14 年厚生労働省告示第 38 号）の全部を改正し、平成 31 年 2 月 1 日から適用することを予定している。

今般、これらの施行又は適用等を見据えて、改正政省令等に規定された事項を含め、平成 31 年 2 月 1 日以後事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における墜落制止用器具の安全な使用を促し、墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を別添 1 のとおり策定したところである。

各労働局におかれては、関係事業者に対し、本ガイドラインの周知を図るとともに、墜落制止用器具の安全な使用を指導されたい。

なお、関係団体に対しても、別添 2 のとおり要請を行ったので、了知されたい。

3 水平親綱への取付け

- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻繁に横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。
- (2) 水平親綱を使用する作業者は、原則として1スパンに1人とする。
- (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

1 点検

点検は、日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全上必要な部品が全て揃っていることを確認すること。

- (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
- (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ
- (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気ショートによる溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態
- (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけど、キンクや撚りもどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態
- (5) 巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。

各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。

ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェックが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みやすいので念入りの点検が必要であること。

また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

2 保守

保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品（例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等を組み合わせたランヤード）を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。

- （１）ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。
- （２）ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。
- （３）金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすく塗ること。
- （４）金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。
- （５）一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。
- （６）巻取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

3 保管

墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。

- （１）直射日光に当たらない所
- （２）風通しがよく、湿気のない所
- （３）火気、放熱体等が近くにない所
- （４）腐食性物質が近くにない所
- （５）ほこりが散りにくい所
- （６）ねずみの入らない所

第7 廃棄基準

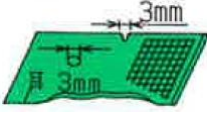
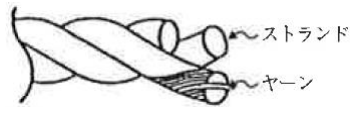
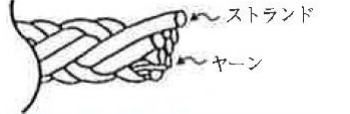
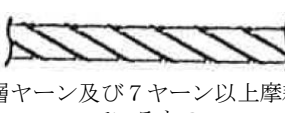
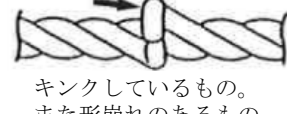
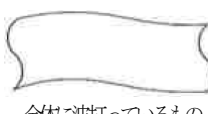
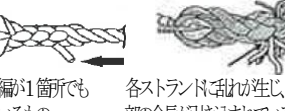
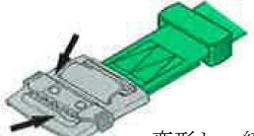
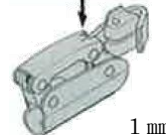
- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

第8 特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

1 学科教育

科目	範囲	時間
作業に関する知識	① 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ② 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③ 作業の方法	1 時間
墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	① 墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ② 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③ 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④ 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤ 墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
労働災害の防止に関する知識	① 墜落による労働災害の防止のための措置 ② 落下物による危険防止のための措置 ③ 感電防止のための措置 ④ 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤ 事故発生時の措置 ⑥ その他作業に伴う災害及びその防止	1 時間

		摩耗・擦り切れ・切り傷・焼損・溶融			
ベルト	両耳	 3 mm (2 mm) 以上の摩耗・擦り切れのあるもの		幅の中	 3 mm (2 mm) 以上の摩耗・擦り切れのあるもの
	3つ打ちロープ (新品)		8つ打ちロープ (新品)		ストラップ (新品)
ロープ／ストラップ					
	切り傷			摩耗	
	3つ打ちロープ		ストラップ		3つ打ちロープ
	 1リード内で7ヤーン以上切れているもの		 1mm以上の摩耗・切り傷があるもの		 外層ヤーン及び7ヤーン以上摩耗しているもの
	ストラップ		3つ打ちロープ		ストラップ
	 キンクしているもの。また形崩れのあるもの		 塗料が剥がれて硬化しているもの。また塗料が剥がれ、変色しているもの		 芯が見えているもの
	キンク・型崩れ			薬品・塗料	
	3つ打ちロープ		ストラップ		3つ打ちロープ
	 キンクしているもの。また形崩れのあるもの		 全体に波打っているもの		 塗料が剥がれて硬化しているもの。また塗料が剥がれ、変色しているもの
	損傷・溶融			さつま編	
3つ打ちロープ		ストラップ		3つ打ちロープ	
 7ヤーン以上溶融があるもの		 損傷・溶融により芯が見えているもの		 さつま編が1箇所でも各ストランドが剥がれ生じ、端部の糸が引き込まれているもの	
バックル	変形			縫糸	
	 変形し、締まり具合の悪いもの			 縫糸が1箇所以上切断しているもの	
環類	摩滅・傷			縫糸	
	 1 mm以上の摩滅、傷のあるもの			 縫糸が1箇所以上切断しているもの	
フック	変形			摩滅・傷	
	 外れ止め装置の開閉作動の悪いもの			 1 mm以上の摩滅、傷のあるもの	
伸縮調節器	変形			摩滅・傷	
	 目視で変形が確認できるもの			 1 mm以上の摩滅、傷のあるもの	
巻取り器	変形			摩滅・傷	
	 ストラップの巻き込み、引き出しができないもの			 ベルト通し環が破損しているもの	
ショックアブソーバ	カバーの破損				
	 カバーが破れてショックアブソーバが露出しているもの				